



後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 新しい保険証を送ります

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

現在お持ちの保険証(だいたい色)の有効期限は7月31日です。
新しい保険証(水色)を7月中旬に簡易書留で送りますので、8月1日以降は、
新しい保険証をお使いください。

一部負担金の割合は 所得で判定します

新しい保険証に記載してある一部
負担金の割合(窓口負担)は、平成28
年中の所得で判定しています。

- ① 同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯
- ② ①に当てはまらない世帯の被保険者



新しい保険証は水色です!

保険料が決まりました

平成29年度の保険料が決まりましたので、7月中旬に保険料額決定通知書などを送ります。

住民税非課税世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証

- ① 新規の申請
住民税非課税世帯で高額な医療費がかかる人は、認定証が必要ですので、申請してください。

必要書類

後期高齢者医療被保険者証、印鑑、マイナンバーの分かるもの

②更新

有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き当てはまる人には、保険証と一緒に新しい認定証(水色)を送ります。

※新しい保険証が届きましたら、以前の保険証は適切に処分してください。



国民健康保険証をお使いの皆さんへ 医療費が高額になるときは限度額適用認定証

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

医療費が高額になるときは 限度額適用認定証の申請を

限度額適用認定証を病院に提示すると、窓口での負担は限度額までになります。

- ① 新規申請 事前に健康・保険課または西部支所に申請してください。
- ② 更新 有効期限は7月31日です。引き続き必要な人は、8月中に申請してください。

必要書類

国民健康保険証、印鑑、マイナンバーの分かるもの、国民健康保険高齢受給者証(当てはまる人のみ)
※国民健康保険税の滞納がある世帯には、認定証を交付しない場合があります。

70歳から74歳の人へ 高齢受給者証を送ります

国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。7月下旬に今年度の高齢受給者証(白色)を送ります。8月1日以降、新しい高齢受給者証をお使いください。

8月から、70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額(月額)が変わります

※低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰの人は変わりません。

所得区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)	
	7月まで	8月から	7月まで	8月から
現役並み所得者	44,400円	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の限度額44,400円)	44,400円
一般	12,000円	14,000円(年間限度額144,000円)	44,400円	57,600円(4回目以降の限度額44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円		24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円		15,000円	

所得要件	3回目まで		4回目以降
	901万円を超える	600万円を超え901万円以下	210万円を超え600万円以下
210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
住民税非課税世帯	140,100円	93,000円	44,400円
	57,600円	44,400円	24,600円
	35,400円	24,600円	

8月から、自己負担限度額が変わります

医療費が高くなり、月ごとの自己負担額が限度額を超えたときは超えた額が払い戻されます。8月から、自己負担限度額が次のとおり変わります。

※低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰの人は変わりません。

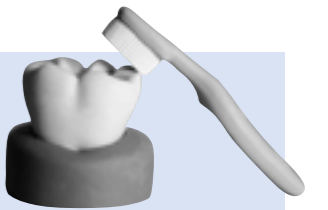
負担割合	所得区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)	
		7月まで	8月から	7月まで	8月から
3割	現役並み所得者	44,400円	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の限度額44,400円)	
1割	一般	12,000円	14,000円 (年間限度額144,000円)	44,400円	57,600円 (4回目以降の限度額44,400円)
	低所得者Ⅱ	8,000円		24,600円	
	低所得者Ⅰ			15,000円	

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 歯科検診で美しい歯と歯周病予防を お口の健康、気になりませんか

歯科医院で口の中を定期的にチェックすることは自分では気付かない虫歯の早期発見・早期治療につながります。この機会にぜひ受けてみませんか。

- 期間 平成30年2月末まで
- 場所 委託医療機関(要予約)
- 対象者 後期高齢者医療被保険者

- 内容 歯と歯周の検診、検診結果の説明、歯科保健指導、口腔機能評価
- 申込方法 健康・保険課に保険証を持参し、受診券を受け取ってください。
- 費用 400円(町負担額:3,500円)
- 申し込み・問い合わせ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912



家族の幸せを守るために

がん複合検診を受けましょう

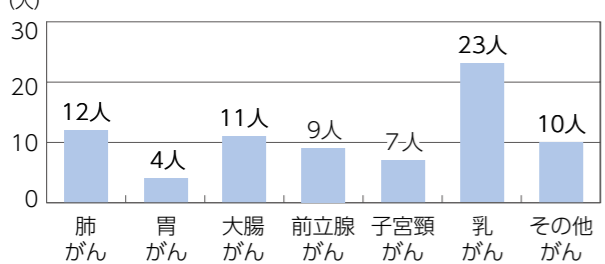
がん予防には生活習慣の改善と、定期的ながん検診を受け、早期発見することが大切です。この検診では、自分が受けた検診項目を選んで受けられます。この機会に受けてみませんか。

■ 実施期間 9月下旬~10月上旬

■ 申込方法 7月上旬に対象者に申込書を送ります。内容を確認して申し込んでください。対象者で申込書が届かなかった場合はお問い合わせください。総合健診受診者、町の間検診申込者・受診者は対象外です。

町のがん検診で見つかったがんの内訳

(平成25~27年度:合計76人)



問い合わせ

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

検診項目

検診項目	内容	対象者
肺がん検診	胸部レントゲン	40歳以上
胃がん検診	胃透視	
大腸がん検診	便潜血	
腹部超音波検診	腹部超音波	
前立腺がん検診	採血	40歳以上(男性のみ)
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	40歳以上(女性のみ)
乳がん検診	視触診+マンモグラフィー	
骨粗しょう症検診	超音波(かかと)	
特定健診(*)	問診・身体測定・血圧・診察・血液検査・尿検査・心電図など	国民健康保険被保険者(40歳以上) 後期高齢者医療被保険者

*社会保険(健保組合・協会けんぽ・共済組合など)加入者とその扶養家族は各医療保険者(保険証の発行元)に申し込み、各医療保険者の案内に従ってください。